【規程番号　神女短Ⅰ－002】

神戸女子短期大学教育研究上の目的に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則第１条第３項に基づき、学科における教育研究上の目的を定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第２条　各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学科	目的
総合生活学科	総合生活学科は、生活の基盤となる衣、食、住、情報、ビジネス、コミュニケーション分野における諸現象や諸問題を教育研究の対象とし、生活に関わる種々の課題を自らの目線で能動的に捉え、本学科で学んだ講義・演習・実習等を通して、より高い次元で自発的に問題解決を図ろうとする意欲と実践力を身に付けた人材を養成することを目的とする。
食物栄養学科	食物栄養学科は、「人間性豊かな食と健康のクリエーション」をスローガンに、時代が求める「食」のスペシャリストの育成を目指す。そのため、食と健康に関わる諸問題について系統的な研究と教育を行い、健康な生活を送るために必要とされる幅広い知識と深い専門性を有する、社会にとって有為な自立した女性の育成を目的とする。
幼児教育学科	幼児教育学科は、人間の成長や発達について、また保育・教育の方法についての理解や専門性を深めるための教育研究を行うとともに、子どもへの愛情にあふれ、職場の人々や子どもの保護者さらに地域社会と豊かに交わるための高いコミュ二ケーション力を持った保育者として、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。

（改廃）

第３条　この規程の改廃は、内部質保証委員会の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。